

愛媛県に対する『要求と提言』

2012年10月22日

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

．雇用・労働政策

1．改正労働者派遣法の周知徹底

改正労働者派遣法の10月施行にあたり、日雇い派遣の原則禁止、均衡考慮義務、マージン率の情報公開、直接雇用申込みみなし規定などの法改正内容の周知に労働局とともに努めること。

2．生活できる最低賃金水準の確保

雇用戦略対話において政労使で合意した「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気に配慮しつつ、全国平均1000円をめざす」を尊重し、地域における賃金実態、生活状況を重視し、絶対額での適正な水準の早期確保が図られるよう環境整備を整えること。

3．公契約条例の制定による公契約の適正化

ディーセント・ワークの実現のため公契約条例の制定を促進し、公共工事等の公契約の適正化をはかること。

4．若者の雇用対策

第8回雇用戦略対話が開催され「若者が働き続けられる環境の実現」に向け都道府県ごとの学校・産業界・労働団体・地方自治体等が核となり「地域キャリア教育支援協議会(仮称)」の設置を推進することが確認されていることから、早期に「地域キャリア教育支援協議会(仮称)」を設置し地域に密着したキャリア教育を行うこと。

5．高齢者の雇用対策

2013年4月から高年齢者雇用安定法が改定され、継続雇用制度の対象者を制限できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、等について労働局とともに各企業へ周知徹底を行うこと。

6．障がい者の雇用対策

障がい者の施設などに積極的に仕事の発注や物品の購入を行う企業への優遇措置の充実をはかること。

7 . 労働災害の予防対策の強化

メンタルヘルス教育の実施、適正な医療の確保、パワーハラスメント対策、職場復帰プログラム等を行う事業所に対して労働局とともに公的支援を行うこと。

. 教育政策

1 . いじめを一掃するための対策強化

学校からいじめを一掃するために、いじめの未然防止・早期発見・早期対策の対応および環境整備を行うこと。

2 . 労働教育・社会教育の推進

働くことの意義、働く者の権利・義務等を理解し勤労観・職業観を養うための「労働教育」と参政権・社会のマナーやルール等自立した社会人としての知識・意識を身につけるための「社会教育」を継続して行うとともに、全ての教育課程において、労働体験やものづくり教育の内容充実、および進路選択の判断材料の充実に向け、授業・講座に労働組合が参画できるしくみをつくること。

. 東日本大震災 復興・再生関連施策

1 . 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

岩手・宮城両県における災害廃棄物処理を迅速に進めるために、住民への処理方法の説明と必要性について理解を求めるなど各種課題を解決すること、また、放射線量についても、持ち込まれた時・処理中・処理後に測定を行い住民の安心を担保すること。

2 . 被災地への支援継続

被災地への人的・物的支援活動に加え、例えば「えひめ愛顔の助け合い基金」等の継続と更なる推進を行うこと。

3 . 緊急物資輸送に対する協定体制構築の推進

災害発生時には、緊急物資輸送として海運・陸運等による輸送が必要となり、東日本大震災では、緊急物資輸送を優先するがあまり運輸業者においては、通常顧客に対する予約キャンセルが発生するなど運輸業者の負担が増した事から、緊急物資輸送に対する財政的補填を含めた協定体制構築を進めること。

・ワーク・ライフ・バランス

1. ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化

- (1)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について、労働局と連携し、特に従業員100人以下企業への周知を徹底すること。
- (2)育児・介護休業法の一部規定が7月1日から改定されたが、100人以下の企業にも適用される事から労働局とともに周知を徹底し、円滑な施行をはかること。
- (3)育児をしながら安心して働ける環境の整備に向けて、土曜・日曜・祝日の保育サービス施設の更なる拡充をはかるとともに、ファミリーサポート事業の活性化、利用者登録型病児病後児預かりサービスの実施、施設型預かり病児保育事業の推進、などを行うことにより病児・病後児保育の環境整備をより一層充実させること。

・福祉・社会保障政策

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消、医療の透明化の推進

- (1)健診や医療費適正化に向けたデータなど、地域医療の実態を示したデータに基づき、5疾病・5事業や在宅医療・訪問看護などのサービス提供体制、医師や看護職員等の医療従事者の確保等を「医療計画」に盛り込む。その際、2次医療圏単位の住民・患者や、保険者、被用者である労働組合等が意見反映できる場を設定すること。
- (2)病院勤務医の不足・偏在を解消するため、診療科ごとの必要医師数を定め、その適正配置に向けて、各医療機関や医科系大学と連携した具体的な医師確保対策を検討する。また、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効ある対策を講じること。

2. 高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1)2012年度介護報酬改定において、介護職員1人あたり概ね1万5000円を支給していた介護職員処遇改善交付金が12年3月末で終了し、処遇改善加算が新設された。引き続き介護労働者の処遇の改善が行われるとともに、介護を必要とする人が必要な介護サービスを受けられるよう、下記の取り組みを進めること。

処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内に行わない場合は加算の算定要件を満たしていない不正請求として実施期間中の加算の全額返還を求めるなど厳正な対応を行うこと。

事業者に対する指導・監査について連携を強化する。また、事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者と馴染みがあり関係のある介護労働者の雇用確保についても十分な支援を行うこと。

介護労働者の職場改善をはかるため、事業所に労働安全衛生委員会の設置

を労働局と連携し推進すること。

- (2)障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。

障がい者の置かれている事情や環境を正確に把握して障がい者福祉計画を策定し、同計画に基づいて地域における障がい者福祉サービス基盤を整備すること。

- (3)高齢者福祉や障がい者福祉等を含めた総合的な「都道府県地域福祉支援計画」を策定し住民参加の下で計画の実施状況を検証しながら、地域のなかで支え合うという地域福祉を推進すること。

．国土・住宅政策

1．安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (1)「社会資本整備重点計画」に基づき、地域住民の合意を得た上で、防災・生活・安全・交通・環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。
- (2)環境・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する費用補助を拡大すること。
- (3)災害時の緊急避難場所となる学校施設・公共施設等の耐震化工事を前倒しで進めること。

．食料・農林水産・消費者政策

1．食の再生と農林水産業の持続的発展基盤の確立

- (1)「食育基本法」に則り、地域の特性を生かした「食育推進計画」を策定・実施し、地域産食材を使用した学校給食や休耕地を利用した学習農園等を通じて、地域への関心や地産地消に対する意識の醸成を推進すること。
- (2)農地の有効利用および新規雇用の創出をはかるため、多様な農業生産組織(担い手農家・農業生産法人・農業サービス事業者等)の育成を支援するとともに、最低経営面積の縮小等の農地取得条件の緩和、技術経営研修、就労条件や融資などの支援策の抜本的整備をはかる等、幅広い希望者が第一次産業に参入しやすい条件を整備すること。

2．消費者保護政策の強化と推進

- (1) 高齢者の被害防止に向けた対策として、成年後見人制度の充実、振り込め詐欺を含む高齢者への注意喚起の強化に努めること。

．経済・政治改革政策

1．地方税財政の確立

地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

2．地域の多様な主体との連携強化によるまちづくりの推進

- (1)地域活性化に資するまちづくりを担うリーダーを市民の中から登用するしくみづくりを進めるとともに、地域リーダーに対する効果的な育成を行うこと。
- (2)民間事業者、NPOなどがそれぞれの特性を生かしサービスを提供する「新しい公共」を推進し、あわせて、NPO・コミュニティービジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充すること。
- (3)海外の産業集積地の誘致策を研究し、企業ニーズにマッチするオーダーメイド型の新しい企業誘致策を実施すること。

3．地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

投票率と利便性の向上のため、期日前投票の投票所に限らず、投票日当日の投票所を頻繁に人の往来がある施設に設置すること。